## 転出される方へ

新しい住所に移った日から14日以内に新住所地の市区町村で、転入の手続きをして下さい。

≪転入届に必要なもの≫

- (1) 転出証明書 (2) 身分証明書(運転免許証、パスポートなど) (3) 印鑑 (4) マイナンバーカード(お持ちの方のみ) (5) 住基カード(お持ちの方のみ)
- (6) 国民年金手帳(加入者のみ) (7)後期高齢者医療負担区分等証明書(県外に転出する方)(8)介護保険受給資格証明書(認定申請中、または受給者のみ)

## ※ 転出予定日(異動日)以降は、国東市から転出したものとして取り扱われます。 異動される方で、下記に該当される場合は、手続きが必要です。

	項	[ 目		担当課	手続きの内容	新しい住所地での手続き
E	D 鑑	登	録	市民健康課 戸籍住民係 0978-72-5166	印鑑登録証をご返還ください。	必要な方は、印鑑登録の手続きをしてください。
र					カードについてのご説明をします。	内容変更の手続きが必要です。必ず窓口に持参してください。 ※暗証番号の入力が必要です。
	マイナ	ンバー カー			海外から日本へ再転入する場合、転入される市区町村窓口で	必ず窓口にお持ちください。転出手続き後、カードをお返しします。  「、還付されたカードの提示が必要になります。提示が無い場合は、 しようお気をつけください。国東市では提示が無いと有料になります。
1	基	<b>カ</b> -	- <b>ド</b>		住基カードを発行されている方は申し出てください。	カードを持参し、継続利用の手続きをしてください。暗証番号が必要です。 (電子証明の更新は平成27年12月22日までで終了しています。電子証明が 必要な方は、マイナンバーカードへの変更をお勧めします。)
[	国民的	建康伊	以	市民健康課 国保年金係 0978-72-5166	保険証をご返還ください。	新たに加入の手続きをしてください。
-	<b>发期</b>	高齢	者療		保険証をご返還ください。 県外転出の方は負担区分等証明書の交付を受けてください。	新たに加入の手続きをしてください。
[	国民	; 年	金		手続きは必要ありません。	住所変更の手続きをしてください。受取口座の変更がある方は併せて届出をしてください。
1	)護	保	険	高齢者支援課 高齢者支援係	保険証をご返還ください。認定申請中、又は受給者は受給資格証明書の交付を受けてください。	改めて保険証の交付手続きをしてください。受給資格証明書を交付されている方は介護保険担当課に提出してください。
<b>超</b> 为	<b>紧急</b> 道	<b>五報</b> 装	走置	0978-72-5189	本体(コード含む)、ペンダント、印鑑をご持参ください。 取り外しができないときはご連絡ください。	新住所地でお問い合わせください。
	登 (海外に	挙人名 録 転出さ のみ)		選挙管理委員会 0978-72-5199	選挙人名簿に登録されている本人又は委任を受けた方が選挙管理委員会で申請をしてください。(本人確認書類等が必要です。)申請期間は、転出届の提出日から転出予定日までの間です。(国外転出後に在外公館でも申請が可能です。)	海外に居住後に「在留届」を在外公館かインターネットで提出してください。
ß	方 災	無線	機	総務課 防災係 0978-72-5160	必要ない場合、本体、コード、印鑑を持参の上、返還手続きをして ください。	新住所地でお問い合わせください。

項目	担当課	手続きの内容	新しい住所地での手続き
子ども医療	医療保健課 (国東保健センター) 0978-73-2450	印鑑を持参の上、受給者証をご返還ください。	健康保険証と印鑑を持参し、改めて交付の手続きをしてください。
ケーブルテレビ	広報室 国東市ケーブル テレビセンター 0978-73-0200	休止もしくは解約の手続きをしてください。	新住所地でお問い合わせください。
児 童 手 当		児童手当の消滅の手続きをしてください。児童手当異動連絡票を 差し上げます。	児童手当異動連絡票をご確認いただき手続きをしてください。
児童扶養手当		係にご相談ください。	新たに手続きをしてください。
障害者手帳		手続きは必要ありません。	居住地変更の手続きをしてください。当該年度の市町村発行の所得証明書 が必要になる場合があります。
おおいた子育て ほっとクーポン	福祉課 0978-72-5164	手続きは必要ありません。	【大分県内に転出される方】 国東市で交付されたクーポンを持参し、新しいクーポンと取り換えて下さい。 詳細は、新住所地でお問い合わせください。 【大分県外に転出される方】 県外では、クーポンの使用、交付はできません。 クーポンの申請期限内に再度大分県内に転入した場合は、新しいクーポンと取り換えて使用することが出来ます。詳細は再転入先でお問い合わせください。
保育園・こども園		退園の手続きをしてください(継続利用の場合も含む)。	新たに手続きをしてください(継続利用の場合も含む)。
小・中学校	教育委員会 0978-73-0066	手続きは必要ありません。	教育委員会で入学の手続きをしてください。
上下水道	上下水道課 0978-72-5197	上水道・下水道を止める手続きをしてください。 井戸水使用の場合は人数変更手続きをしてください。	新たに開栓の手続きをしてください。
原 付 バ イ ク 農耕用車両等		国東市のナンバープレートと印鑑を持参の上、税務課で廃車の手 続きをしてください。	国東市での廃車申告受付を持参の上、登録の手続きをしてください。 国東市ナンバーの廃車手続きを同時にすることも可能です。
犬 の 登 録	環境衛生課 生活衛生係 0978-72-9001	手続きは必要ありません。	国東市で交付された鑑札を持参し、住所変更の手続きをしてください。

詳しい内容は各担当課 担当係におたずねください。

## 【転出についてのお問い合わせ先】

国東市役所 市民健康課 戸籍住民係 TEL 0978-72-5166 · 武蔵支所 地域振興課 市民生活係 TEL 0978-68-1111 国見支所 地域振興課 市民生活係 TEL 0978-82-1112 · 安岐支所 地域振興課 市民生活係 TEL 0978-67-1111